

2010年12月10日

神奈川県警察本部

本部長 渡辺 巧 殿

神奈川県警察緑警察署

署 長 徳正 厚 殿

横浜弁護士会

会長 水地 啓子

勧告書

当会は、申立人Aからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴署に対し、下記のとおり勧告します。

勧告の趣旨

2007年（平成19年）5月18日、申立人を道路交通法違反により逮捕した後、留置の必要が無くなったのにもかかわらず、申立人を釈放せずに取調べを行い、その取調べを行う前に黙秘権の告知も行わなかったことは、申立人に対する人権侵害があったものと判断する。

今後は、刑事訴訟法及び犯罪捜査規範に則り、適正な取調べを行うよう勧告する。

勧告の理由

別紙調査報告書のとおり

(記者発表用)

横浜弁護士会

会長 水 地 啓 子 殿

人権擁護委員会

委員長 佐 藤 昌 樹

調査報告書

2007年（平成19年）7月30日に当会で受け付けたA申立の人権救済申立事件（2007第10号事件）について、当委員会が調査した結果を報告します。

第1 処遇意見

申立人Aに対する緑警察署における行為には人権侵害の事実が認められる部分があるので、神奈川県警察本部長及び緑警察署長に対し、別紙のとおり勧告するのが相当である。

第2 申立の概要

1 申立人 A

相手方 緑警察署

2 申立の趣旨

申立人は、2007年（平成19年）5月18日、横浜市緑区内の路上において、車両の運転上、道路交通法違反行為（以下「本件道路交通法違反」という）をしたとされて、緑警察署に同行したが、その際、取調べ担当者が係長に交代するまで不当な取調べを行ったことは人権侵害である。

第3 調査の実施

1 2007年（平成19年）10月26日、当委員会は横浜弁護士会館において申立人から聴き取りを行った。そこで聴取した内容は、概略、以下のとおりである。

（1）本件道路交通法違反について

申立人は、2007年（平成19年）5月18日、自動車を運転して走行中、横浜市緑区十日市場813の交差点付近をUターンして転回したが、その際、申立人が運転する車両の前方にあった信号は、赤信号の下に右折矢印信号が出ている状態であった。

申立人は、交差点付近を転回した後、約800メートル走行したが、警察車両に停止を命じられたため、横浜市緑区十日市場869-1近辺で停車した。

(2) 逮捕を申し向けられた経緯

申立人に停車を命じたのは、緑警察署所属の警察官であるB巡査及びC巡査であった。両名は申立人に対し、申立人が赤信号を無視したとして、運転免許証の提示を求めた。しかし、申立人は、自己の運転が交通法規には違反していないと考えていたため、運転免許証の提示を拒否した。

その後、申立人は、B巡査とともに、問題の交差点に徒歩で移動し現場を確認した。その際、道路左脇に設置されている転回禁止の交通標識があったが、申立人は、その標識が、走行中の申立人からは認識できない状態で設置されているとし、B巡査との間で議論となった。しかし結局、申立人はC巡査及びB巡査とともに、緑警察署に警察車両で移動した。

(3) 緑警察署に移動してから

緑警察署に移動後、緑警察署の係長（と呼ばれる警察官）が申立人に運転免許証の提示を求めた。申立人はその求めに応じて運転免許証を提示し、その運転免許証についてコピーが取られた。申立人は係長に対し、緑警察署に移動するまでの経過を説明したが、係長はC巡査及びB巡査と何ごとかを話した後、申立人に対して「お前を逮捕してやる」と言い、申立人に手錠をかけた。

その後、取調べ室において取調べが行われた。申立人は、取調べに協力する姿勢を見せ、また、逃亡や警察官に対して危害を加える様子なども全く見せなかつた。

申立人に対する取調べは午後4時30分頃開始され、2時間半程度続けられた。

その後、係長が取調べを交代し、その後の取調べは本件道路交通法違反に関する事柄に集中した。また、取調べの終了後、申立人は、今日は帰ってもらうから身元引受人を呼べと言われ、知り合いの社長に緑警察署まで来てもらい、帰ることになった。

2 当委員会は、本件の調査開始に伴い、神奈川県警本部に対し書面による照会を行い、神奈川県警本部から質問事項に対する回答（以下「県警回答」という）が送られてきた。書面による照会と回答は3回に及んだが、この県警回答によって

緑警察署に到着した後の状況についての相手方の主張を整理すると、次のようになる。

- (1) 申立人を逮捕してから緑警察署に到着するまでの概ねの所要時間は約20分であり、申立人を司法警察員に引致した時刻は午後4時30分である。
- (2) 申立人は、緑警察署に到着し、上記の弁解録取の際、運転免許証を提示し、警察官らは、送致書類に添付するため、上記運転免許証のコピーをした。
- (3) ①申立人に対する取調べを行った時間は、午後7時10分から7時50分、②取調べを開始する午後7時10分までの間、申立人を留め置いた場所は、留置場ではなく、交通指導係事務室及び取調室、③その間、警察官2名（うち1名は逮捕時の警察官）が申立人を監視し、これらの警察官らが申立人と対話をした事実はある（対話の内容は明らかにされなかった）、④申立人の弁解録取を行つてから取調べが開始するまでの時間は約2時間25分、取調室に申立人を入室させてから取調べを開始するまでの時間は約2時間20分であり、直ちに取調べを開始しなかった理由及び申立人を留置場に留め置かず、取調室等に留め置いた理由は、いずれも申立人が「一方的な自己主張をして取調べに応じなかった」ためである、ということである。

その後、警察官らは、午後7時50分まで取調べを行った後、現行犯逮捕後の手続である被疑者取調べが終了したとして、申立人を釈放し、反則告知を行つた。

第4 委員会の判断と理由

1 警察署到着後の申立人に対する身柄の拘束及び取調べについて

- (1) 県警回答によって緑警察署に申立人が到着した後の状況を構成すると次のようなになる。

午後4時30分ころ	申立人を司法警察員に引致 (申立人、運転免許証を示す)
4時45分ころ	弁解録取終了
4時50分ころ	申立人を取調室に移す
～7時10分ころ	取調室内で警察官が申立人と「対話」

7時10分ころ 取調べ開始

7時50分ころ 取調べ終了、申立人釈放

(2) 上記において、弁解録取の終了後、警察官らが、申立人の取調べを直ちに開始せず、また申立人を警察留置場に移すこともせず、取調室内に留め置いたとしていることが特徴的であるところ、県警回答は、このように申立人の取調べを直ちに開始せず、また申立人を留置場において留置しなかった理由を、「申立人が一方的な自己主張をして取調べに応じなかつた」ことにあるとする。

この点、本件道路交通法違反について、申立人が、警察官らの現認した運転行為自体は認めながら、自己の運転行為が道路交通法違反にあたるとの解釈を強く争っていたことは、申立人から聴取した内容からも強くうかがえる。そのため、県警回答における申立人の「一方的な自己主張」とは、申立人が、自己の運転行為が道路交通法違反ではないとの解釈を主張していたことを意味すると考えられる。そうであれば、「取調べ」開始前、申立人を取調室に移動してから行われた警察官らとの「対話」は、主として、本件道路交通法違反に関するやり取りと考えられる。

そして、申立人と警察官らとの間で、本件道路交通法違反に関するやり取りが交わされたのは、緑警察署の取調室内でのことであり、申立人が話をした相手は警察官だったのである。このような事実関係に照らせば、警察官側の主観はさておくとしても、取調室でのやり取りを申立人が取調べと認識したとしても不思議はなく、社会通念上も取調べとして評価されるべきものである。

(3) 警察官らが、申立人を路上において現行犯逮捕をした際には、現行犯逮捕の要件があったと考えることができる。しかし、申立人が緑警察署において司法警察官に引致された際、申立人が速やかに運転免許証の提示に応じ、警察官がこれをコピーしたことは双方に争いがない事実であるため、そのような状況においてもなお、申立人を逮捕による身柄拘束の下において、取調を継続する必要があったのかという点にも問題が残る。

前述のように、本件運転行為自体については、申立人の主張と警察官の現

認内容は一致していること、申立人の道路交通法違反は比較的軽微な違反にとどまると考えられることからすれば、申立人が運転免許証の提示に応じないこと以外に、逮捕の必要性を基礎付ける事情は考えることができない。現に、午後7時50頃に取調べが終了した後、申立人が自己の運転行為が道路交通法違反を構成するという結果を受け入れたわけでもないのに、申立人が釈放されて帰宅したことは争いがない。この事実は、申立人が運転免許証を提示した後は、逮捕の必要性は消滅していたことを裏付けていると考える。

ところで刑事訴訟法は、逮捕後の手続について、司法警察員が被疑者に対し、犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げたうえ、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に書類及び証拠物とともに被疑者を検察官に送致する手続をしなければならないと定めている（刑事訴訟法203条）。また、犯罪捜査規範99条は、捜査はなるべく任意捜査の方法によって行わなければならないと定める。

本件では、そもそも事件自体が軽微であり、午後4時45分に申立人に対する弁解録取が終了した時点では、申立人が、上記のように運転免許証を提示する等していたのであるから、留置の必要はないと判断される状態にあった。したがって、司法警察員は、刑事訴訟法上の原則から、直ちに申立人を釈放すべきであったと考えられる。

そして、身柄拘束を受けていない被疑者には取調べ受容義務がなく（刑事訴訟法198条1項ただし書き）、申立人にその旨説明をし、任意に申立人が取調べに応じた際に取調べを行うのが刑事訴訟法の本来予定する手続と考えられる。

以上のことから、本件では、弁解録取が終了し、申立人が運転免許証を提示した段階で、申立人を身柄拘束から解放し、任意捜査に切り替えた上で、取調べ等を行うべきであったと考えられる。とりわけ、取調べ室内において、警察官らが逮捕手続を利用し、申立人に心理的威迫を加える行為に出た疑いすら否定できない本件では、任意捜査の原則を貫徹しなかった点も、人権侵害として評価するべきである。

2 黙秘権の告知について

被疑者に対する取調べの開始に際しては、被疑者に対し默秘権を告知しなくてはならない（刑事訴訟法198条2項）のであるから、同日午後7時10分以前において、黙秘権の告知がないまま、社会通念的には取調べと評価され得る「対話」がなされたならば、その問題性は極めて大きいと言わざるを得ない。

この点、申立人からの回答によれば、取調室内において「対話」がなされている時点では、黙秘権告知が行われた形跡はない。また、県警回答には、午後7時10分に取調べが開始される以前の、取調室内で「対話」がなされている時点で黙秘権告知が行われたことをうかがわせる記載はなく、そもそも県警回答によれば、午後7時10分から取調べが開始されたことであるから、黙秘権告知は午後7時10分近辺で行われたとの主張を含意すると理解するのが相当である。

したがって、午後7時10分に取調べが開始される以前、取調室内で申立人と警察官らが「対話」をするに際し、黙秘権告知はなされていないと認定できる。

3 結論

以上のように、本件は、午後4時50分から午後7時10分までの間、取調室内において、警察官らが申立人と本件道路交通法違反に関するやり取りをしていたことは、取調べとして評価されるべきものであった。それにもかかわらず、警察官らが黙秘権の告知を行わなかったことは、重大な問題であり、人権侵害として認定すべきと判断する。

また、本件道路交通法違反は比較的軽微な事案であり、申立人が運転免許証の提示を拒否したことが逮捕の必要性を基礎付けていたところ、申立人は相手方に到着後間もなく、自己の運転免許証を提示したのだから、この時点で逮捕の必要性は消滅し、警察官らは申立人に対する身柄拘束を解くべきであった。それにもかかわらず、警察官らが、現行犯逮捕に伴う一連の手続として、被疑者取調べが終了するまで身柄拘束を継続したことは、不当な身柄拘束の継続であり、人権侵害として認定すべきと判断する。

よって、当委員会は、本件申立について、第1記載の勧告を行うべきものと判断する。

以上